

女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画の進捗状況について

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握および分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、平成 28 年 4 月 1 日に令和 3 年 3 月 31 日までの女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定しました。

また、女性活躍推進法の適用期間に合わせ、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間の計画期間とした新たな計画を策定し、取り組みを進めています。

2 計画の実施状況

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況について、草津市男女共同参画推進本部において報告するものです。

3 数値目標およびその進捗

項目	計画前	計画期間 (H28~R2)					計画期間 (R3~R7)		
	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R 2	R 3	R 4	成果目標 [R7]
採用後 15 年以内の女性職員の離職割合	17.8%	15.2%	16.2%	16.2%	16.7%	19.2%	19.9%	20.4%	15.0%
	[H13~27]	[H14~28]	[H15~29]	[H16~30]	[H17~R1]	[H18~R2]	[H19~R3]	[H20~R4]	[H23~R7]
健康デー(水曜日のノー残業デー)の達成率	64.5%	73.1%	86.2%	82.4%	82.0%	78.6%	81.9%	80.9%	90.0%
管理的地位にある職員に占める女性割合	25.5%	28.8%	28.4%	28.2%	28.2%	29.6%	30.2%	29.1%	35.0%
育児休業を取得する男性職員の割合	0.0%	3.8%	4.2%	6.9%	3.8%	31.3%	15.0%	35.0%	30.0%
配偶者出産休暇、育児参加のための休暇のいずれかを取得する男性職員の割合	61.5%	100%	66.6%	86.2%	69.2%	87.5%	90.0%	85.0%	100.0%